きょうされん岡山支部学習会

2018年5月13日／林病院・ひまわりホール

浅田達雄さんを支援する会　　中島純男

浅田裁判

1、はじめに

「浅田達雄さんを支援する会」の代表世話人の一人です。

日常的には「地域と人権」をキーワードにＮＰＯ法人で介護事業所を運営し、民間運動団体(人権連)でもその理念の実現にむけて活動を展開しています。

障害者運動をより身近に感じたのは、2000年代の中ごろ、政府が障害者制度を措置から契約に変えようとする動向に対して、「私たちを抜きにして私たちのことを決めないで」と障害者自らが立ち上がったその時期に、社会保障制度の後退は許さないと障害者の人たちと宣伝やアピール行進などを一緒に行った、その時期からでした。

私たち人権連は、「自立と連帯」の運動を展開してきました。「私たちを抜きにして私たちのことを決めないで」の運動、まさに自立の理念・精神だと私は思います。

しかし、多くの当事者や国民の反対を無視して自立支援法が2006年から施行されます。

　その概念、障害者自立支援法、権力者から「自立」しなさいよ、といわれることに生理的な反発を覚えます。自立と強制は全く背反する性格のものと思うからです。

また、自立支援法のその根幹にある、「応益負担」、この益、受益という言葉にも大いなる反発を覚えます。

ともに同じスタートラインに立つまでの権利行使を受益ということは、憲法や国際的な条約の精神に反しています。人権を根底から否定するものと考えざるを得ません。

2、障害者自立支援法違憲訴訟のとりくみ

2009年8月27日、当時の美咲町の清水博さんが岡山地裁に障害者自立支援法は違憲であると提訴しました。その支援の会の代表という立場を通じて、生きていくうえで同じスタートラインに立つまでの権利行使を受益として負担を強いることは、憲法理念と人権確立のうえからも許されないと強烈に感じました。

2010年１月７日、清水さんを含めた障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら７１名は、国（厚生労働省）と基本合意に至りました。そのなかの新法制定にあたっての論点の一つとして、介護保険優先原則（障害者自立支援法第７条）を廃止し障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること、という文言が明記されていました。障害者の多くの仲間たちは、その闘いを自らの権利擁護の課題であると自覚されて裁判闘争の支援をされていたのでした。その中心の一人として浅田さんがおられたのです。

地方税法上の非課税世帯に自己負担を生じさせないこと、介護保険優先原則の廃止を検討することなどを内容とした基本合意が成立しました。

その結果、非課税世帯の自己負担はなくなったのに、介護保険優先原則については、その後も改正はなく、非課税世帯では障害福祉サービスの利用者負担はなくなったにもかかわらず、６５歳になると、介護保険利用部分につき利用料１割を求められるという問題が生じることになりました。

3、浅田訴訟について

**(1)岡山市を提訴**

2012年11月、12月段階で岡山市障害福祉課と話し合い、浅田さん自身が65歳を目前としている中で、障害者自立支援サービスを続けたいと要望し、申請をしてきました。しかし、岡山市は2013年2月12日付で福祉支援サービスの打ち切り処分を出しました。

浅田さんは、この処分は憲法第14条違反の差別処分であり、憲法25条の生存権を奪う処分であると2013年9月19日に岡山地裁へ「６５歳になった障害者が介護保険申請をしないということを理由に、岡山市が介護給付を打ち切ることは憲法違反、支援法違反である」と提訴しました。

提訴の背景には、行政は本来、障害者を保護するという発想からの施策を行うものでなく、人としての権利を保障する制度を徹底すべき、という障害者運動が長い年月をかけて築き上げた理念とその内実化にむけた発展があると思います。

また、当事者としての浅田達雄さん自身の、仲間とともに展開してきた運動から生まれた確固たる信念があってこその提訴です。

浅田さんの裁判での陳述や集会で述べる決意の中に、障害者自立支援法の応益負担は違憲だとたたかった仲間の意志、政府をして合意させた前進面、これらを大切にさらに発展させたいという思いを強く感じます。

**(2)裁判の意義**

ひとつは障害福祉の実態を明らかにすること、さらには岡山市の非人道的な行政姿勢を問いただすことです。

障害福祉と介護保険は目的も内容も違う制度です。障害者を年齢で区別し高齢の障害者により大きな経済的負担を負わせることは、さらに障害度が高くなっていく中での不安は大きなものがあります。障害者自立支援法２２条は障害の特性や生活状況など様々な事情を考えることを求めています。

岡山市の当初の決定はサービスの全面打ち切りでしたが、何度も取消や変更がなされ最終的には相当の部分が支給されました。岡山市は，なぜ最初から一部支給の決定をしなかったのでしょうか。浅田さんはサービスを全面的に打ち切られたためトイレにも行けず、尿路感染症で１１日間も入院したり、床に倒れて起き上がれなくなったり大変苦しみました。後から取消や変更がされても、時間を遡ってサービスを受けることはできません。浅田さんの苦しみがなかったことにはならないのです。

障害福祉より介護保険の方が市町村の財政的負担が軽いために、６５歳を迎えた障害者に介護保険への切り替えを求めているのです。岡山市だけでなく、全国各地で同じような問題が起こりつつあります。全国の障害者が、今後二度と浅田さんと同じような苦しみを味わうことのないようにしなければなりません。

**(3)地裁判決、全面勝訴**

2018年3月14日、岡山地裁は「自立支援給付を受けていた者が、介護保険給付に係る申請を行わないまま、65歳到達後も継続して自立支援給付に係る申請をした場合において、当該利用者の生活状況や介護保険給付に係る申請を行わないままに自立支援給付に係る申請をするに至った経緯等を考慮し、他の利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないことが不相当であるといえる場合には、自立支援法7条の『介護保険法の規定による介護給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができるとき』には当たらない。」と示しました。

６５歳になった障害者が介護保険の申請をしない場合には、障害福祉サービスを打ち切ってよく、なおかつそうすべきことを同条は求めているとの岡山市の解釈が誤っていることを明確にしたのです。

**(4)岡山市が控訴**

　岡山地裁の判決を受けて岡山市は2週間の控訴期限ぎりぎりの3月28日に控訴しました。全国、県内外の仲間からの「控訴せず判決を行政にいかせ」という声を無視したやり方に、さらに大きな批判が集中しています。

自立支援法違憲裁判で弁護団事務局長をされた藤岡弁護士さんから以下のメールをいただきました。・・・・浅田訴訟判決は、「介護保険を行政が強制してはいけない」ということを「不当」レベルを超えて、「違法」として、「賠償」まで命じた、画期的な判決であり、その潔い裁判所の姿勢には、私は敬意を感じます。それを引き出した浅田さん、支援者のみなさん、弁護団のみんなの頑張りは、全国の仲間をとても勇気付けるものです。今回の控訴は残念ですが、現時点でその素晴らしい岡山地裁判決も中央メディアはほぼ黙殺していますので、高裁の運動で、全国レベルで周知される展開できれば更に意義深い運動に発展することでしょう。・・・・

藤井克徳さんからも、控訴は「恥の上塗りとしか思えません。これまでに増して全国規模の運動としていきましょう。応援ももう一段レベルアップを図っていきたいと思います。そして、完全勝訴を実現しましょう。」

**いい判決が出ましたが、岡山市が控訴へ**

原 告 　　　浅 田 達 雄

裁判官から判決を聞くまでは、どんな判決が出るのかとても不安でしたが、私の訴えたことが間違っていなかったと思っています。例えば、最悪の場合であったらと考えたときに、今現在65歳になっても介護保険を使わなくてもいい自治体も介護保険を強制的使わせるようになるのが一番怖かったです。

処分前、私のような重度障害者に最も不利益な処分を出さないと思っておりました。それは、国も支援法7条の介護保険優先原則があっても個人的なニーズによった対応をするような通達を各自治体に出しているのに、岡山市のように介護保険を申請しなかったら介護給付を全部不支給するなんて生きていくことを拒否されたことに対して有利な判決は、出さないと思っていましたが、確信できませんでした。全面勝利の判決をもらえたのも、弁護団の先生・支援する会のみなさん、そして全国で支援してくださった方々のお蔭です。私の生きる権利、人間として平等な権利が保障されたことの気持ちを伝えます。「勝った～！」嬉しいです。「よかった！おめでとう。」というメールや電話をくれた知人が数多くいました。

喜んだ２週間が泡と消え、岡山市が２８日の判決から2週間の期限直前に控訴しました。地方自治体が一市民を控訴する意味は何でしょうか？市民の総意としての控訴なのでしょうか？５年間の時間をかけて勝ち取った、生きる権利を再度取り上げることで、岡山市は何か得るものはあるのでしょうか？私は悔しさと情けなさと、大きな失望を感じざるを得ません。

岡山市長は、「一緒に行動しながら、「**より住みやすく**」「**より力強く**」「**より安全・安心な**」まちづくりに持てる力のすべてを傾注している所存です。」と述べていますが、私にしていることは逆行しています。

　これからも一層気を引き締めて一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

4、地域から人権確立をめざす

社会には、生存そのものが妨げられたり、人間らしい生存の水準を保つことができなくされたり、生存は維持されているがそのために無理や支障を伴っていたりという人々がかなりの数に上っています。労働条件の問題も様々な人権問題になっています。特定の人たちだけが権利を侵害されていたり、他の人たちの諸権利を侵害し脅かしたりといった行為もかなりひろがっています。また、人間の生存に適当でない自然的・物的・文化的環境が深刻な問題として取り上げられています。

社会の歴史は社会問題と不可分の関連でつくられてきています。多くの人たちがいろいろな社会問題に接することによって多かれ少なかれ考え方を変え自分自身を変えてきています。小さなものの変化も集まれば大きな変化を生み出す、そういう歴史をもっています。

人権連は、自由権、幸福に生きる権利、住民自治権の三つの権利が実現できる地域社会として、①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会、

②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会、

③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、

として取りまとめた「地域人権憲章」を具体化する運動を展開しています。

きょうされんのみなさんは、「あらゆる障害に対して、また障害の重い人びとを絶えず念頭におき、共作連結成時の志を礎として、次の諸点を不断にめざし実践、経営、運動を発展させていきます。」と奮闘されています。

①わたしたちは、障害のある人びとが労働を通じて社会に参加し、また、地域でのゆたかな暮らしを築く権利の保障をめざします。

②わたしたちは、障害のある人びとと関係者一人ひとりが大切にされる事業体として民主的な経営をめざします。

③わたしたちは、地域における共同の事業や運動をすすめ、障害のある人びとが生きがいと誇りをもてる社会をめざします。

④わたしたちは、障害のある人びとの夢ある明日をめざし、科学と創造の視点を大切にしながら団結して前進します。

　すべての人たちが主人公の地域社会に再構築していく課題、これが多くの団体と住民に共通しています。安心・安全の住んでいてよかったいえる地域づくりが求められています。

5、おわりに

　自助を強調する国家、地域住民相互の助けあいを強調

公助の役割をうすめさせる姿勢

　それに対して、権利としての「自立」

　実体的給付請求権、手続き的権利、自己貫徹のための権利、などを深めていくたたかい

　浅田裁判はまさにその点からも評価されるべき提起を持っており、今回の判決はきちんとその内容を示してくれたものといえます。